

## 介護保険施設サービスについて

(令和6年8月1日現在)

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されます。その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れるとともにその内容について同意をいただくこととしています。

### ○医療

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

### ○機能訓練

原則として機能訓練室で行いますが、施設内すべての活動が機能回復のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

### ○栄養管理

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

### ○生活サービス

当施設入所中でも明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

## (1) 介護保険給付の自己負担額 (1割負担の場合)

### ① 介護保険施設サービス費 (日額)

		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
<基本型>	多床室	793 円	843 円	908 円	961 円	1,012 円
	個室	717 円	763 円	828 円	883 円	932 円
<その他型>	多床室	777 円	826 円	889 円	941 円	991 円
	個室	703 円	748 円	812 円	865 円	913 円

※ 通常は<基本型>で算定しておりますが、条件によって<その他型>になる可能性もあります。

### ② 各種加算料金 (利用者様個人に合った対応を取らせて頂いた場合に該当となります)

項目		利用金額		備考
初期加算	(I)	日額	60 円	入所日から 30 日以内
	(II)		30 円	
短期集中リハビリテーション実施加算	(I)	日額	258 円	入所日から 3 月以内の対象者
	(II)		200 円	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	(I)	日額	240 円	入所日から 3 月以内の対象者
	(II)		120 円	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	(I)	日額	51 円	在宅復帰率、ベッド回転率等により
	(II)		51 円	
夜勤職員配置加算		日額	24 円	夜勤を行う職員の勤務条件により
外泊時費用		日額	362 円	初日と最終日を除き、利用料に代える (1月に6日限度)

外泊時費用（在宅サービス利用時）		800 円	外泊中に施設が在宅サービスを提供（1月に6日限度）
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200 円	医師の判断で緊急に入所した場合（7日限度）
若年性認知症利用者受け入れ加算		120 円	若年性認知症者の受け入れ
認知症ケア加算		76 円	一定の基準に適合した認知症ケアの実施
認知症専門ケア加算	(I)	3 円	
	(II)	4 円	
ターミナルケア加算	(死亡日)	1,900 円	医学的知見により回復の見込みがない場合、ターミナルケア計画とその実施
	(2～3日)	910 円	
	(4～30日)	160 円	
	(31～45日)	72 円	
サービス提供体制強化加算	(I)	22 円	介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合、職員体制等
	(II)	18 円	
	(III)	6 円	
緊急時施設療養費	緊急時治療管理	518 円	緊急時の対応（投薬・検査・注射・処置等）
	特定治療	別途算定	緊急時の対応（リハビリテーション・手術・麻酔等）
所定疾患施設療養費	(I)	239 円	肺炎、尿路感染、带状疱疹、蜂窩織炎への対応
	(II)	480 円	(I)の要件に加え医師が感染症対策に関する研修受講
経口移行加算		28 円	経管栄養から経口への移行計画に従った栄養管理
栄養マネジメント強化加算		11 円	低栄養状態のリスク管理、継続的な栄養管理
新興感染症等施設療養費		240 円	入所者の感染対策（1月1回連続5日）
経口維持加算	(I)	400 円	摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画に従った栄養管理
	(II)	100 円	
口腔衛生管理加算	(I)	90 円	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケア
	(II)	110 円	
褥瘡マネジメント加算	(I)	3 円	定期的な評価に基づいた褥瘡発生予防
	(II)	13 円	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	(I)	53 円	リハビリテーション実施計画の内容等を厚生労働省へ提出
	(II)	33 円	
排せつ支援加算	(I)	10 円	計画に基づいた排泄支援
	(II)	15 円	
	(III)	20 円	
科学的介護推進体制加算	(I)	40 円	入所者・利用者ごとの基本的な情報を厚生労働省へ提出
	(II)	60 円	
生産性向上推進体制加算	(I)	100 円	利用者の安全・介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討等
	(II)	10 円	
協力医療機関連携加算	(I)	100 円	入所者等の同意を得て、病歴等の情報を共有する会議の定期開催 ※(I)はR7年度より50円
	(II)	5 円	
高齢者施設等感染対策向上加算	(I)	10 円	新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保
	(II)	5 円	
退所時栄養情報連携加算		70 円	退所先へ栄養管理に関する情報を提供
自立支援推進加算		300 円	多職種共同で自立支援の支援計画を策定

認知症チームケア推進加算	(I)		150 円	認知症の行動・心理症状にの予防等に資するチーム ケアの実施等
	(II)		120 円	
入所前後訪問指導加算	(I)	1 回	450 円	入所予定 30 日前又は入所後 7 日以内に訪問し、施 設サービス計画の策定及び診療方針の決定
	(II)		480 円	
試行的退所時指導加算			400 円	試行的な退所時に入所者、その家族等に対し指導
退所時情報提供加算	(I)		500 円	退所後の主治医への診療情報提供
	(II)		250 円	
入退所前連携加算	(I)		600 円	指定居宅介護支援事業者との連携、サービス調整
	(II)		400 円	
再入所時栄養連携加算			200 円	管理栄養士同士の連携による栄養ケア計画
療養食加算			6 円	医師の処方箋に基づく治療食（1 日 3 回限度）
訪問看護指示加算			300 円	訪問看護の指示料
安全対策体制加算			20 円	組織的に安全対策を実施する体制を整備
かかりつけ医連携薬剤調整加 算	(I)イ		140 円	介護老人保健施設医師とかかりつけ医で薬剤調 整の連携（退所時 1 回限度）
	(I)ロ		70 円	
	(II)		240 円	
	(III)	100 円		
介護職員処遇改善加算	(I)	所定単位数（基本料金+各加算）×0.039		介護職員の賃金改善等 を実施している場合
	(II)	所定単位数（基本料金+各加算）×0.029		
	(III)	所定単位数（基本料金+各加算）×0.016		
介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数（基本料金+各加算）×0.008		
介護職員等特定処遇改善加算	(I)	所定単位数（基本料金+各加算）×0.021		介護職員等への処遇改 善
	(II)	所定単位数（基本料金+各加算）×0.017		
介護職員等処遇改善加算	(I)	所定単位数（基本料金+各加算）×0.075		介護職員等への処遇改 善
	(II)	所定単位数（基本料金+各加算）×0.071		
	(III)	所定単位数（基本料金+各加算）×0.054		
	(IV)	所定単位数（基本料金+各加算）×0.044		
介護職員等処遇改善加算	(V)1	所定単位数（基本料金+各加算）×0.067		介護職員等への処遇改 善
	(V)2	所定単位数（基本料金+各加算）×0.065		
	(V)3	所定単位数（基本料金+各加算）×0.063		
	(V)4	所定単位数（基本料金+各加算）×0.061		
	(V)5	所定単位数（基本料金+各加算）×0.057		
	(V)6	所定単位数（基本料金+各加算）×0.053		
	(V)7	所定単位数（基本料金+各加算）×0.052		
	(V)8	所定単位数（基本料金+各加算）×0.046		
	(V)9	所定単位数（基本料金+各加算）×0.048		
	(V)10	所定単位数（基本料金+各加算）×0.044		
	(V)11	所定単位数（基本料金+各加算）×0.036		
	(V)12	所定単位数（基本料金+各加算）×0.040		
	(V)13	所定単位数（基本料金+各加算）×0.031		
	(V)14	所定単位数（基本料金+各加算）×0.023		

※ 負担割合が1割以外の方は負担額が割合相応額になりますが、月々の利用者様負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費の支給を受ける事も出来ます。

## (2) 食費・居住費

### ① 食費

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
日額	300円	390円	650円	1,360円	1,480円

### ② 居住費（外泊中も同様に居住費を頂きます）

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
多床室（日額）	0円	430円	430円	430円	500円
個室（日額）	550円	550円	1,370円	1,370円	1,728円

※ 第1段階～第3段階は介護保険負担限度額認定証の区分です。認定証をお持ちでない方は第4段階となります。

※ 外泊時において居室を確保している場合は、居住費を頂きます。なお、第1段階～第3段階の方において、外泊時費用算定時は通常の負担限度額、それ以外の期間については、多床室は470円、個室は1,668円となります。

## (3) その他の料金（該当される場合に料金を頂きます）

日用品代	220円（日額）	ボディーソープ、シャンプー、ティッシュペーパー おしぼり、バスタオル、歯ブラシ、ポリデント等
教養娯楽費	100円（日額）	レクリエーションに使用する材料費等
個室料	1,000円（日額）	テレビ、長イス、トイレ、洗面台等完備
室内着、寝間着リース代	100円（日額）	
理髪料	1,000円～6,000円	
洗濯料（1枚につき）	特大 594円、大 286円、中 143円、小 77円、ドライ 440円	

- (1) 介護保険給付の自己負担額、(2) 食費・居住費、(3) その他の料金、の合計額が利用料金となります。介護保険負担限度額認定証の有無や高額介護サービス費の支給等、介護保険に関する個人の詳細については各市町村窓口にお尋ね下さい。

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について  
（令和6年8月1日現在）

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくこととしています。

### （1）介護保険給付の自己負担額（1割負担の場合）

① 短期入所療養介護費・介護予防短期入所療養介護費（日額）

		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
<基本型>	多床室	613 円	774 円	830 円	880 円	944 円	997 円	1,052 円
	個室	579 円	726 円	753 円	801 円	864 円	918 円	971 円
<その他型>	多床室	601 円	758 円	813 円	863 円	925 円	977 円	1,031 円
	個室	566 円	711 円	738 円	784 円	848 円	901 円	953 円

※ 通常は<基本型>で算定しておりますが、条件によって<その他型>になる可能性もあります。

↓ 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（特定要件下での日中利用、介護予防では対象外）

3 時間以上 4 時間未満	664 円	4 時間以上 6 時間未満	927 円	6 時間以上 8 時間未満	1,296 円
---------------	-------	---------------	-------	---------------	---------

② 各種加算料金（利用者様個人に合った対応を取らせて頂いた場合に該当となります）

項目	利用金額	備考	
個別リハビリテーション実施加算	日額 240 円	個別のリハビリテーション実施	
送迎加算	184 円	片道分	
総合医学管理加算*	275 円	治療管理を目的とした利用（利用中 10 日を限度）	
緊急時施設療養費	緊急時治療管理	518 円	緊急時の対応（投薬、検査、注射、処置等）
	特定治療	別途算定	緊急時の対応（リハビリテーション、手術、麻酔等）
夜勤職員配置加算	24 円	夜勤を行う職員の勤務条件により	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	(I)	在宅復帰率、ベッド回転率等により	
	(II)		
認知症ケア加算*	76 円	一定の基準に適合した認知症ケアの実施	
認知症専門ケア加算	(I)	チームとして専門的な認知症ケアを実施	
	(II)		
認知症行動・心理症状緊急対応加算	日額 200 円	医師の判断で緊急に利用した場合（7 日限度）	
若年性認知症患者受入加算	①	若年性認知症者の受け入れ（②は特定介護老人保健施設短期入所の利用時）	
	② *		

緊急短期入所受入加算*			90円	緊急に受け入れを行った場合（14日限度）
重度療養管理加算*	①		120円	療養上必要な処置を行った場合（要介護4以上） （②は特定介護老人保健施設短期入所の利用時）
	②		60円	
サービス提供体制強化加算	(I)		22円	介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合、 職員体制等
	(II)		18円	
	(III)		6円	
療養食加算		1回	8円	医師の処方箋に基づく治療食（1日3回限度）
口腔連携強化加算			50円	口腔の健康状態を評価、結果の情報提供
生産性向上推進体制加算	(I)	月額	100円	利用者の安全・介護サービスの質の確保、見守り機器の導入、業務改善データの提出
	(II)		10円	
介護職員処遇改善加算	(I)	所定単位数（基本料金+各加算）×0.039	介護職員の賃金改善等を実施している場合	
	(II)	所定単位数（基本料金+各加算）×0.029		
	(III)	所定単位数（基本料金+各加算）×0.016		
介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数（基本料金+各加算）×0.008	
介護職員等特定処遇改善加算	(I)	所定単位数（基本料金+各加算）×0.021	介護職員等への処遇改善	
	(II)	所定単位数（基本料金+各加算）×0.017		
介護職員等処遇改善加算	(I)	所定単位数（基本料金+各加算）×0.075		
	(II)	所定単位数（基本料金+各加算）×0.071		
	(III)	所定単位数（基本料金+各加算）×0.054		
	(IV)	所定単位数（基本料金+各加算）×0.044		
	(V)1	所定単位数（基本料金+各加算）×0.067		
	(V)2	所定単位数（基本料金+各加算）×0.065		
	(V)3	所定単位数（基本料金+各加算）×0.063		
	(V)4	所定単位数（基本料金+各加算）×0.061		
	(V)5	所定単位数（基本料金+各加算）×0.057		
	(V)6	所定単位数（基本料金+各加算）×0.053		
	(V)7	所定単位数（基本料金+各加算）×0.052		
	(V)8	所定単位数（基本料金+各加算）×0.046		
	(V)9	所定単位数（基本料金+各加算）×0.048		
	(V)10	所定単位数（基本料金+各加算）×0.044		
	(V)11	所定単位数（基本料金+各加算）×0.036		
(V)12	所定単位数（基本料金+各加算）×0.040			
(V)13	所定単位数（基本料金+各加算）×0.031			
(V)14	所定単位数（基本料金+各加算）×0.023			

\*印がついている項目は介護予防では対象外

※ 負担割合が1割以外の方は負担額が割合相応額になりますが、月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費の支給を受ける事も出来ます。

## (2) 食費・居住費

### ① 食費（1食額）

朝食：325円	昼食：635円	夕食：520円
---------	---------	---------

注：介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は1日の支払い限度額は下記の金額となります。

第1段階	300円
第2段階	600円
第3段階①	1,000円
第3段階②	1,300円
第4段階	食費（1食額）参照

### ② 居住費（日額）

	4人室利用の場合	個室利用の場合
第1段階	0円	550円
第2段階	430円	550円
第3段階	430円	1,370円
第3段階	430円	1,370円
第4段階	500円	1,728円

※ 第1段階～第3段階は介護保険負担限度額認定証の区分です。認定証をお持ちでない方は第4段階となります。また、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方で保険分を超えてご利用された場合は、超えた日から第4段階でのお取り扱いとなります。

## (3) その他の料金（該当される場合に料金を頂きます）

日用品代	220円（日額）	ボディーソープ、シャンプー、ティッシュペーパー、おしぼり、バスタオル、歯ブラシ、ポリデント等
教養娯楽費	100円（日額）	レクリエーションに使用する材料費等
個室料	1,000円（日額）	テレビ、長イス、トイレ、洗面台等完備
室内着、寝間着リース代	100円（日額）	
理髪料	1,000円～6,000円	
洗濯料（1枚につき）	特大 594円、大 286円、中 143円、小 77円、ドライ 440円	

● （1）介護保険給付の自己負担額、（2）食費・居住費、（3）その他の料金、の合計額が利用料金となります。介護保険負担限度額認定証の有無や高額介護サービス費の支給等、介護保険に関する個人の詳細については各市町村窓口にお尋ね下さい。

● 居宅サービスには、要介護ごとに利用できる限度額が設定されています。限度額を超えてサービスを利用した場合、越えた分は全額利用者様の自己負担になります。

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について  
（令和6年6月1日現在）

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくこととしています。

（1） 介護保険給付の自己負担額（1割負担の場合）

① 通所リハビリテーション基本料金（日額）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 時間以上 2 時間未満	369 円	398 円	429 円	458 円	491 円
2 時間以上 3 時間未満	383 円	439 円	498 円	555 円	612 円
3 時間以上 4 時間未満	486 円	565 円	643 円	743 円	842 円
4 時間以上 5 時間未満	553 円	642 円	730 円	844 円	957 円
5 時間以上 6 時間未満	622 円	738 円	852 円	987 円	1,120 円
6 時間以上 7 時間未満	715 円	850 円	981 円	1,137 円	1,290 円
7 時間以上 8 時間未満	762 円	903 円	1,046 円	1,215 円	1,379 円

・都合により 8 時間以上ご利用された場合は、7 時間以上 8 時間未満の時間帯料金に下記金額が加算されます。

8 時間以上 9 時間未満	50 円	9 時間以上 10 時間未満	100 円	10 時間以上 11 時間未満	150 円
11 時間以上 12 時間未満	200 円	12 時間以上 13 時間未満	250 円	13 時間以上 14 時間未満	300 円

② 通所リハビリテーション各種加算料金

（利用者様個人に合った対応を取らせて頂いた場合に該当となります）

項目		利用金額	備考
入浴介助加算	(I)	40 円 /日	入浴介助
	(II)	60 円 /日	個別の入浴計画に基づいた入浴介助
送迎未実施		-47 円/片道	送迎を行わなかった場合（片道につき）
短期集中個別リハビリテーション実施加算		110 円 /日	集中的なリハビリテーションの実施（3 月以内の期間）
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	(I)	240 円 /日	認知症者への集中的な個別リハビリテーションの実施（実施期間の限定あり）
	(II)	1,920 円/月	
生活行為向上リハビリテーション実施加算		1,250 円/月	生活行為の内容充実を支援



リハビリテーションマネジメント 加算	(A)イ①	560 円 /月	各職種が協働し、継続的にリハビリテーションの質 を管理
	(A)イ②	240 円 /月	
	(A)ロ①	593 円 /月	
	(A)ロ②	273 円 /月	
	(A)ハ①	793 円 /月	
	(A)ハ②	473 円 /月	
		270 円 /月	医師が利用者又はその家族に説明
科学的介護推進体制加算		40 円 /月	基本情報の厚生労働省への提出
栄養アセスメント加算		50 円 /月	多職種で共同して栄養アセスメントを実施
重度療養管理加算		100 円 /日	計画的な医学的管理（要介護3以上）
中重度ケア体制加算		20 円 /日	中重度の要介護者を受け入れる体制の構築等
若年性認知症利用者受入加算		60 円 /日	若年性認知症者の受け入れ
移行支援加算		12 円 /日	社会参加等を支援
理学療法士等体制強化加算		30 円 /日	職員配置基準により（1時間以上2時間未満の利用時限定）
退院時共同指導加算		600 円 /回	医師又は PT,OT,ST が退院前カンファレンスに参加
栄養改善加算		200 円 /回	栄養状態の改善目的（3月以内、月2回限度）
口腔・栄養スクリーニング加算	(I)	20 円 /回	口腔・栄養の情報を介護支援専門員に提供（6月に1回限度）
	(II)	5 円 /回	口腔または栄養の情報を介護支援専門員に提供（6月に1回限度）
口腔機能向上加算	(I)	150 円 /回	口腔機能の向上目的（3月以内、月2回限度）
	(II)イ	155 円 /回	口腔機能改善管理指導計画等の情報提出（3月以内、月2回限度）
	(II)ロ	160 円 /回	
サービス提供体制強化加算	(I)	22 円 /回	介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合、 職員体制等
	(II)	18 円 /回	
	(III)	6 円 /回	
通所リハビリテーション提供体制加算	①	12 円 /回	理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士の合計数 が利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以 上
	②	16 円 /回	
	③	20 円 /回	
	④	24 円 /回	
	⑤	28 円 /回	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数×0.05	実施地域外対応
介護職員等处遇改善加算	(I)	所定単位数（基本料金+各加算）×0.086	介護職員等への処遇 改善を目的とする
	(II)	所定単位数（基本料金+各加算）×0.083	
	(III)	所定単位数（基本料金+各加算）×0.066	
	(IV)	所定単位数（基本料金+各加算）×0.053	
	(V)1	所定単位数（基本料金+各加算）×0.076	
	(V)2	所定単位数（基本料金+各加算）×0.073	
	(V)3	所定単位数（基本料金+各加算）×0.073	
	(V)4	所定単位数（基本料金+各加算）×0.070	
	(V)5	所定単位数（基本料金+各加算）×0.063	
	(V)6	所定単位数（基本料金+各加算）×0.060	
	(V)7	所定単位数（基本料金+各加算）×0.058	

	(V)8	所定単位数 (基本料金+各加算) ×0.056	
	(V)9	所定単位数 (基本料金+各加算) ×0.055	
	(V)10	所定単位数 (基本料金+各加算) ×0.048	
	(V)11	所定単位数 (基本料金+各加算) ×0.043	
	(V)12	所定単位数 (基本料金+各加算) ×0.045	
	(V)13	所定単位数 (基本料金+各加算) ×0.038	
	(V)14	所定単位数 (基本料金+各加算) ×0.028	
感染症及び災害時の加算	基本報酬の100分の3	感染症及び災害により、臨時的に利用者数が一定減少している場合	

③ 介護予防通所リハビリテーション基本料金 (月額)

要支援 1	2,268 円
要支援 2	4,228 円

④ 介護予防通所リハビリテーション各種加算料金

(利用者様個人に合った対応を取らせて頂いた場合に該当となります)

項目		利用料金	備考
12 月超え期間	要支援 1	-120 円 /月	利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えた期間に利用した場合
	要支援 2	-240 円 /月	
生活行為向上リハビリテーション実施加算		562 円 /月	生活行為の内容充実を支援 (開始日から 6 月以内)
栄養アセスメント加算		50 円 /月	多職種で共同して栄養アセスメントを実施
栄養改善加算		200 円 /月	栄養状態の改善等を目的とした個別的な栄養管理
一体的サービス提供加算		480 円 /月	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している
退院時共同指導加算		600 円 /回	医師又は PT,OT,ST が退院前カンファレンスに参加
口腔・栄養スクリーニング加算	(I)	20 円 /回	口腔・栄養の情報を介護支援専門員に提供 (6 月に 1 回限度)
	(II)	5 円 /回	口腔または栄養の情報を介護支援専門員に提供 (6 月に 1 回限度)
口腔機能向上加算	(I)	150 円 /月	口腔機能の向上目的 (3 月以内、月 2 回限度)
	(II)イ	155 円 /月	
	(II)ロ	160 円 /月	口腔機能改善管理指導計画等の情報提出 (3 月以内、月 2 回限度)
事業所評価加算		120 円 /月	要支援状態の維持・改善の割合等
科学的介護推進体制加算		40 円 /月	基本情報の厚生労働省への提出
若年性認知症利用者受入加算		240 円 /月	若年性認知症者の受け入れ
サービス提供体制強化加算	(I) (要支援 1)	88 円 /月	介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合、職員体制等
	(I) (要支援 2)	176 円 /月	
	(II) (要支援 1)	72 円 /月	
	(II) (要支援 2)	144 円 /月	
	(III) (要支援 1)	24 円 /月	
	(III) (要支援 2)	48 円 /月	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数 ×0.05	実施地域外対応
介護職員等処遇改善加算	(I)	所定単位数 (基本料金+各加算) ×0.086	介護職員等の処遇改善を目的とする
	(II)	所定単位数 (基本料金+各加算) ×0.083	
	(III)	所定単位数 (基本料金+各加算) ×0.066	

(IV)	所定単位数 (基本料金+各加算) ×0.053
(V)1	所定単位数 (基本料金+各加算) ×0.076
(V)2	所定単位数 (基本料金+各加算) ×0.073
(V)3	所定単位数 (基本料金+各加算) ×0.073
(V)4	所定単位数 (基本料金+各加算) ×0.070
(V)5	所定単位数 (基本料金+各加算) ×0.063
(V)6	所定単位数 (基本料金+各加算) ×0.060
(V)7	所定単位数 (基本料金+各加算) ×0.058
(V)8	所定単位数 (基本料金+各加算) ×0.056
(V)9	所定単位数 (基本料金+各加算) ×0.055
(V)10	所定単位数 (基本料金+各加算) ×0.048
(V)11	所定単位数 (基本料金+各加算) ×0.043
(V)12	所定単位数 (基本料金+各加算) ×0.045
(V)13	所定単位数 (基本料金+各加算) ×0.038
(V)14	所定単位数 (基本料金+各加算) ×0.028

※ 負担割合が1割以外の方は負担額が割合相応額になりますが、月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費の支給を受ける事も出来ます。

## (2) 食費

昼食 635 円      夕食 520 円

## (3) その他の料金 (該当される場合に料金を頂きます)

①日用品代 (ボディソープ、シャンプー、おしぼり、バスタオル等)	100 円
②教養娯楽費 (レクリエーションに使用する材料費等)	100 円
③紙おむつ	M サイズ 1 枚 165 円
	L サイズ・リハビリパンツ 1 枚 215 円
	尿取りパット 1 枚 45 円

● (1) 介護保険の自己負担額、(2) 食費、(3) その他の料金の合計額が利用料金となります。介護保険負担限度額認定証の有無や高額介護サービス費の支給等、介護保険に関する個人の詳細については各市町村窓口にお尋ね下さい。

● 居宅サービスには、要介護ごとに利用できる限度額が設定されています。限度額を超えてサービスを利用した場合、越えた分は全額利用者様の自己負担になります。